

令和7年4月

ハラスメント防止対策行動指針について

大妻女子大学・大妻女子大学短期大学部
学長 市 川 博

学校法人大妻学院は、ハラスメント行為は断じて許さず、すべての教職員と学生・生徒が互いに尊重し合える、安全で快適な学修環境づくりに取り組んでいきます。

特に、セクシュアルハラスメント（性差別や性的嫌がらせ）については、女子教育機関である本学では、許されない行為であり、ハラスメント行為に対しては厳しい処分をする方針であることを十分に理解し、そのような行為を発生させない風土づくりを心掛けてください。

なお、大妻女子大学では、以下のとおり「ハラスメント防止対策行動指針」を定めています。ハラスメントの疑いが起こらないよう、教育研究活動に取り組んでください。

【ハラスメント防止対策行動指針】

○学生引率の日帰り出張について

学生と学外で活動を行う場合は、日帰りで大学の近隣であっても、学生と1対1の状況を避けること。（複数の学生を同行させる。やむを得ず引率学生が1人となる場合は学部長の承認を得ること）

○学生引率の宿泊を伴う出張について

宿泊を伴う学生引率や学外活動を行う場合は、複数の学生を同行させること。（やむを得ず引率学生が1人となる場合は学部長会議の承認を得ること）

○個人指導・個人面談の方法について

学生と個人指導、個人面談を研究室等の個室で行う場合は、必ず入口のドアを全開にし、外から見える状態で行うこと。また、外から見える状態での指導・面談ができない場合は、他の教員または助手に個人指導を行う時間と場所を連絡すること。

○学生アルバイトの雇用管理について

教員が個人研究費または科研費で学生アルバイトを雇用する場合は、できる限り複数の学生を雇用し、特定の学生とだけ長時間、関わりをもつようなことがないようにすること。

○学生との学外での会食等について

学生と学外で行動（学修指導、研究活動、施設見学、休暇、会食等すべての行動）する場合は、特定の学生のみを対象としないこと。

○休日・長期休業中の指導について

休日および長期休業中に学生を指導する場合にも、授業期間中同様に、必ず、学内で実施すること。その場合もできる限り、複数の学生を対象とすること。

○学生との距離感について

「呼び捨て」「ちゃん付け」「あだ名」で呼ぶのは禁止。(すべての学生を〇〇さんと呼ぶ)

○教員または学生が管理する Web サイト（または SNS）について

授業やゼミ活動等で個人情報（特に写真）を学外に発信する場合は、学部学科の管理する Web サイト（または SNS）に掲載し、教員または学生個人の管理する Web サイト（または SNS）に掲載しないこと。

以上